

平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。）が本日付けをもって公布されたところであるが、同告示のⅥ及びⅦに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、平成20年4月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成18年3月6日保医発第0306006号）貴職あて通知は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成20年3月5日保医発第0305008号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成20年2月13日医政発第0213006号、保発第0213004号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Ⅴに規定する特定保険医療材料について

歯周組織再生材料とは、定義通知別Ⅳに規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なものであること

3 材料価格基準のⅥに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙1に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表V022及びV024に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表V033及びV034に規定するものであり、ポリサルフォン樹脂レジン歯及びレイニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表V035及びV036に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2層又は3層構造を有し、エナメル質部の硬さが21HV0.2以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表V045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフォン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂及びアクリリック樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Ⅰとは、定義通知別表V046に規定するものであり、接着性セメント及びガラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料Ⅱとは、定義通知別表V047に規定するものであり、ガラスアイオノマーセメント（接着用）及び接着性複合レジンセメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料Ⅲとは、定義通知別表V048に規定するものであり、歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイボンド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (9) 歯科充填用材料Ⅰとは、定義通知別表V049に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化ガラスアイオノマー並びに初期齶蝕小窩裂溝充填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料Ⅰの保険医療材料料を用いて歯科用複合レジン充填材料によるインレー修復の保険医療材料料を算定するものは、クリアフィルCRインレー、パルフィーク インレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジンインレーシステム、ペルフィールインレー、ライトフィルCRインレーをいうものであること。
- (11) 歯科充填用材料Ⅱとは、定義通知別表V050に規定するものであり、ガラスアイオノマーセメント（充填用）及び複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (12) 歯科充填材料Ⅱの保険医療材料料を用いて歯科用複合レジン充填材料によるインレー修復の保険医療材料料を算定するものは、SR-イソシットインレーをいうものであること。
- (13) 歯科充填用材料Ⅲとは、定義通知別表V051に規定するものであり、歯科用珪酸セメント、珪磷酸セメント及び歯科充填用即時硬化レジンを用いるものであること。
- (14) 複合レジン築造用とは、定義通知別表V052に規定するものであり、歯科充填用コンポジットレジン（支台築造用・硬化後フィラー60%以上）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (15) スクリューポストとは、定義通知別表V057に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリュー型の合釘をいうものであること。
- (16) その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。
- (17) ガリウムアロイGF及びガリウムアロイGFⅡについては、銀錫アマルガムと同様の取り扱いとすること。
- (18) その他の保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。

4 材料価格基準のⅦに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯科矯正に係る材料料点数は、別紙2に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) その他の1と共通の項目については1と同様であること。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造 (1 歯につき)

1 メタルコア

- | | |
|------------|------|
| (1) 大臼歯 | 47 点 |
| (2) 小臼歯・前歯 | 29 点 |

2 その他

- | | |
|------------|------|
| (1) 大臼歯 | 32 点 |
| (2) 小臼歯・前歯 | 21 点 |

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ | 16 点 |
| (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ | 12 点 |
| (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ | 4 点 |

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 副子の装着の場合 (1 歯につき)

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ | 16 点 |
| (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ | 12 点 |
| (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン | 4 点 |

M009 充填 (1 窩洞につき)

[金属小釘を使用した場合は次の材料料と金属小釘料との合計により算定する。]

1 銀錫アマルガム

- | | |
|-----------|------|
| (1) 単純なもの | 13 点 |
| (2) 複雑なもの | 29 点 |

2 歯科充填用材料 Ⅰ

- | | |
|-----------|------|
| (1) 単純なもの | 11 点 |
| (2) 複雑なもの | 28 点 |

注 クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジニンインレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。

3 歯科充填用材料 Ⅱ

- | | |
|-----------|------|
| (1) 単純なもの | 5 点 |
| (2) 複雑なもの | 11 点 |

注 SR-イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。

4 歯科充填用材料 Ⅲ

2 点

M010 鑄造歯冠修復 (1 個につき)

1 14カラット金合金

- | | |
|-----------|-------|
| (1) インレー | |
| 複雑なもの | 416 点 |
| (2) 4分の3冠 | 519 点 |

2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	84 点
b 複雑なもの	156 点
ロ 5分の4冠	196 点
ハ 全部鑄造冠	247 点
(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	57 点
b 複雑なもの	114 点
ロ 4分の3冠	141 点
ハ 5分の4冠	141 点
ニ 全部鑄造冠	177 点
3 鑄造用ニッケルクロム合金	
(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	4 点
b 複雑なもの	4 点
ロ 5分の4冠	8 点
ハ 全部鑄造冠	11 点
(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	4 点
b 複雑なもの	4 点
ロ 4分の3冠	6 点
ハ 5分の4冠	6 点
ニ 全部鑄造冠	8 点
4 銀合金	
(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	13 点
b 複雑なもの	23 点
ロ 5分の4冠	30 点
ハ 全部鑄造冠	36 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	8 点
b 複雑なもの	17 点
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	21 点
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	21 点
ニ 全部鑄造冠	27 点
M011 前装鑄造冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合	220 点
2 鑄造用ニッケルクロム合金を用いた場合	18 点
3 銀合金を用いた場合	59 点

M014	ジャケット冠（1歯につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1 歯につき	2 点
M015	硬質レジンジャケット冠（1歯につき）	
	1 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
	2 歯冠用光重合硬質レジン	213 点
M016	乳歯金属冠（1歯につき）	39 点
M017	ポンティック（ダミー）（1歯につき）	
	1 鑄造ポンティック（ダミー）	
	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
	イ 大臼歯	284 点
	ロ 小臼歯	214 点
	(2) 銀合金又はニッケルクロム合金	
	大臼歯・小臼歯	32 点
	2 金属裏装ポンティック（ダミー）	
	〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）と人工歯料との合計により算定する。〕	
	(1) 14カラット金合金	390 点
	(2) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
	イ 前歯	116 点
	ロ 小臼歯	146 点
	(3) 銀合金又はニッケルクロム合金	
	前歯・小臼歯	21 点
	3 前装鑄造ポンティック（ダミー）	
	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	171 点
	(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	40 点
M018	有床義歯	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1 局部義歯（1床につき）	
	(1) 1歯から4歯まで	2 点
	(2) 5歯から8歯まで	3 点
	(3) 9歯から11歯まで	5 点
	(4) 12歯から14歯まで	7 点
	2 総義歯（1顎につき）	7 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	50 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
	1 14カラット金合金	
	(1) 双歯鉤	
	イ 大・小臼歯	405 点
	ロ 犬歯・小臼歯	329 点
	(2) 両翼鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	329 点
	ロ 犬歯・小臼歯	253 点
	ハ 前歯（切歯）	195 点

2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双歯鉤	
	イ 大・小臼歯	227点
	ロ 犬歯・小臼歯	178点
(2)	両翼鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	156点
	ロ 犬歯・小臼歯	136点
	ハ 前歯（切歯）	126点
3	鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	10点
2	14カラット金合金	
(1)	双歯鉤	272点
(2)	両翼鉤（レストつき）	210点
M022	フック、スパー（1個につき）	
	不銹鋼及び特殊鋼	7点
M023	バー（1個につき）	
1	鑄造バー	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	365点
(2)	鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	19点
2	屈曲バー	
(1)	不銹鋼及び特殊鋼	46点
(2)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
	イ パラタルバー	553点
	ロ リンガルバー	467点

(別紙2)

材料料

N008 装着

1 帯環 (1個につき)

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ | 16点 |
| (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ | 12点 |
| (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ | 4点 |

2 ダイレクトボンドブラケット (1個につき)

ダイレクトボンド用ボンディング材料	8点
-------------------	----

N012 床装置 (1装置につき)	15点
-------------------	-----

N013 リトラクター (1装置につき)	1,114点
----------------------	--------

N014 プロトラクター (1装置につき)	1,174点
-----------------------	--------

N015 拡大装置 (1装置につき)

- | | |
|--------------------------------|------|
| 1 床拡大装置 | 125点 |
| 2 ポータータイプ (装着材料料との合計により算定する。) | 14点 |
| 3 スケルトンタイプ (装着材料料との合計により算定する。) | 227点 |

N016 アクチバトール (FKO) (1装置につき)

- | | |
|----------------|-----|
| 1 アクチバトール | 19点 |
| 2 ダイナミックポジショナー | 40点 |

N017 リンガルアーチ (1装置につき)	223点
-----------------------	------

N018 マルチブラケット (1装置につき)

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 矯正用線 (丸型) | 20点 |
| 2 矯正用線 (角型) | 13点 |
| 3 矯正用線 (特殊丸型) | 19点 |
| 4 矯正用線 (特殊角型) | 22点 |
| 5 超弾性矯正用線 (丸型及び角型) | 26点 |

N019 保定装置 (1装置につき)

- | | |
|-----------------------------------|------|
| 1 プレートタイプリテーナー (人工歯料との合計により算定する。) | 15点 |
| 2 メタルリテーナー (人工歯料との合計により算定する。) | 108点 |
| 3 スプリングリテーナー | 14点 |
| 4 リンガルバー | |
| 不銹鋼及び特殊鋼 | 49点 |
| 5 ツースポジショナー | 40点 |

N020 鉤 (1個につき)

- | | |
|----------|-----|
| 1 簡単なもの | |
| 不銹鋼及び特殊鋼 | 8点 |
| 2 困難なもの | |
| 不銹鋼及び特殊鋼 | 15点 |

N021 帯環 (1個につき)

1 帯環のみ

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 切歯 | 17点 |
| (2) 犬歯・臼歯 | 18点 |

2 ブラケット付帯

- | | |
|--------|-----|
| (1) 切歯 | 35点 |
|--------|-----|

(2) 犬歯・臼歯	36点
3 チューブ付帯環 臼歯	60点
N022 ダイレクトボンド用ブラケット（1個につき）	29点
N024 弾線（1本につき）	5点
N025 トルキングアーチ（1本につき）	24点